



飼養衛生管理基準のポイント 第 35 号

令和 3 年 12 月 22 日

～ IV-32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」です。

(基準本文)

32 家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

前号に続いて、今回は「物品」を介した持ち出し防止に関する内容じゃ。

第19号で「物品を持ち込む際の措置」について説明しているが覚えているかな？



確か、

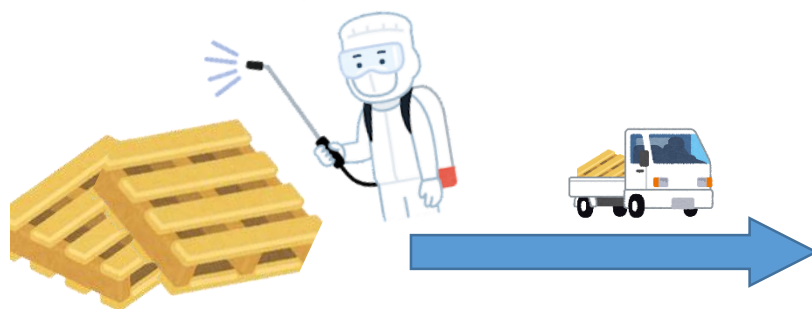
- ① 農場どおしで、なるべく物を共有しない
- ② 共有する場合は、洗浄・消毒をしっかりと、相手任せにしない
- ③ マニュアルに洗浄・消毒ルールを記載

・・・って感じだったかな。

そのとおりじゃ。持ち出す場合もおんなじじゃよ。持ち出す前に消毒することで、移動時のリスクも減少じゃ。



まずは、持出し前に 洗浄・消毒



移動先でも 洗浄・消毒



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
 岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
 TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
 E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

